

長野県建設労働組合連合会 けんろう共済規程

(前 文)

この共済は組合員自らの自主的な運営による「仲間どうしの助け合い」制度であり、組合員の労務不能時にその収入の一部を補償しあい、かつ、組合員と家族の福利厚生に寄与し、ひいては組合の団結強化を図ることを主な目的とする。

また、この共済の運営は組合員が拠出する掛金を原資とする為、「助け合う範囲」には自ずと限度があり、この趣旨にそって制度の健全運営と発展を期するため、具体的な共済内容、及び運営方法等を以下の規程に定める。

第一章 総 則

第 1 条 (規程の目的)

この規程は前文の趣旨にそって、制度を正しく運営するための基準を以下に定める。

第 2 条 (名 称)

この共済は「長野県建設労働組合連合会・けんろう共済」という。

第 3 条 (共済の種目)

この共済の種目は A 型、B 型の 2 種目とする。

第 4 条 (加入基準と受給資格の発生)

長野県建設労働組合連合会 (以下「本部」という) 加盟の各建設労組 (以下「単組」という) 組合員はすべてこの共済へ加入しなければならない。

- 2 毎年度 4 月 1 日現在の満年齢が 65 歳未満の者は A 型に加入する。
- 3 毎年度 4 月 1 日現在の満年齢が 65 歳以上の者は B 型に加入する。
- 4 第 1 項の規定にかかわらず、次の各号に該当する者はこの共済に加入できない。ただし、協会けんぽ適用除外により長建国保に加入する 70 歳未満の者、または同一世帯内で建設業に従事する者が複数いる場合で、65 歳以上 70 歳未満の健康で仕事に従事する者で長建国保に加入する者は除く。
 - (1) 共済発足時に 2 年以上労務不能状態が続いていた組合員。
 - (2) 共済発足日以降に新規加入する者の内で、受給資格発生時に満 65 歳以上の者。
 - (3) 加入申込時に入院または自宅療養している者。ただし、その傷病が医師の証明書により明らかに治癒し労務に復帰した後の者は除く。
- 5 この共済への加入にあたり、組合員は所属単組を通じてけんろう共済加入申込書及びこの規程に定める共済金等の振込口座に係る同意書兼振込先口座届を本部へ提出しなければならない。
- 6 この共済の受給資格は第 1 項に定める組合員資格を得た翌月 1 日以降の

共済事由より発生する。

- 7 共済給付の対象となる期間は組合員である期間に限り、組合脱退以後は対象としない。

第二章 給付

第5条(共済目的、共済金等の対象及び共済事由)

組合員が次の各号のいずれかの事由により労務不能となったとき、第1号から第6号までの共済金を給付し、その収入の一部を補うことを目的とする。また、組合員の慶弔に対し、第7号から第14号までの共済金を給付する。

[休業補償共済金]

- (1) 病気入院A型
- (2) 病気入院B型
- (3) 負傷入院A型
- (4) 負傷入院B型
- (5) 自宅療養A型
- (6) 自宅療養B型

[慶弔共済金]

- (7) 結婚祝金
- (8) 出産祝金
- (9) 小学校入学祝金
- (10) 中学校入学祝金
- (11) 長寿祝金
- (12) 資格取得祝金
- (13) CCUS技能者登録助成金
- (14) 死亡弔慰金

第6条(労務不能の定義)

この共済でいう「労務不能」とは、病気及び負傷により身体に一時的異状が生じ、労働能力・日常生活に支障をきたし、かつその治療のために入院または通院し、労務に服することができない状態をいう。

第7条(労務不能の認定)

第6条に定める「労務不能」の認定は、組合員の「入院」及び「自宅療養を必要とする」事実についての医師の証明をもって有効とする。

第8条(共済金等の額とその期間、及び給付の免責と復活)

第5条の各号に定める共済金額と期間は、次の各号及び別表4による。

- (1) 病気入院A型の共済金は日額4,000円とし、労務不能(入院)に陥った日から4日間は給付を免責とし、5日目から最高200日間給付する。また、200日目の給付を受けた労務不能日の翌日から5年間は給付を免責

とし、5年を経過した後に、150日間の受給権を復活する。さらに5年を経過した後に100日間の受給権を復活する。これ以後は5年間の給付の免責の後100日間の受給権が復活することとし、復活の回数に上限は設けない。

- (2) 病気入院B型の共済金は日額2,000円とし、労務不能（入院）に陥った日から4日間は給付を免責とし、5日目から最高100日間給付する。また、100日目の給付を受けた労務不能日の翌日から5年間は給付を免責とし、5年を経過した後に50日間の受給権を復活する。
- (3) 負傷入院A型の共済金は日額4,000円とし、労務不能（入院）に陥った日から4日間は給付を免責とし、5日目から最高200日間給付する。また、200日目の給付を受けた労務不能日の翌日から3年間は給付を免責とし、3年を経過した後に150日間の受給権を復活する。さらに3年を経過した後に100日間の受給権を復活する。これ以後は3年間の給付の免責の後100日間の受給権が復活することとし、復活の回数に上限は設けない。
- (4) 負傷入院B型の共済金は日額2,000円とし、労務不能（入院）に陥った日から4日間は給付を免責とし、5日目から最高100日間給付する。また、100日目の給付を受けた労務不能日の翌日から3年間は給付を免責とし、3年を経過した後に50日間の受給権を復活する。
- (5) 自宅療養A型の共済金は日額2,500円とし、労務不能（自宅療養）に陥った日から4日間は給付を免責とし、5日目から最高100日間給付する。また、100日目の給付を受けた労務不能の翌日から3年間は給付を免責とし、3年を経過した後に75日間の受給権を復活する。さらに3年を経過した後に50日間の受給権を復活する。これ以後は3年間の給付の免責の後50日間の受給権が復活することとし、復活の回数に上限は設けない。
- (6) 自宅療養B型の共済金は日額1,500円とし、労務不能（自宅療養）に陥った日から4日間は給付を免責とし、5日目から最高100日間給付する。また、100日間の給付を受けた労務不能の翌日から3年間は給付を免責とし、3年を経過した後に50日間の受給権を復活する。
- (7) 前記第1号～第6号に規定する免責期間は組合員であり、かつ掛金を納入した期間をいう。また、再加入者の受給権の取り扱いについては、脱退前の受給歴を当然引き継ぐ。
- (8) 結婚祝金は組合員本人が法律上の婚姻をした場合に一律28,000円を給付する。
- (9) 出産祝金は組合員本人および組合員の配偶者が出産した場合に、一児につき一律47,000円を給付する。ただし、流産・死産の場合には給付されない。

(10) 組合員の子が小学校及び中学校に入学した場合に一律 10,000 円を給付する。なお、子の入学には「組合員の実子・養子・継子」も含む。

(11) 満 80 歳の誕生日を迎えた組合員に長寿祝金 30,000 円を申請により給付する。

(12) 組合員本人が以下の建設業に関連する資格を取得した場合に、取得資格に応じて 3,000 円・5,000 円・10,000 円を給付する。

①以下の技能講習修了者に 3,000 円を支給する。

- ・ 作業主任者

②以下の資格取得者に 5,000 円を支給する。

- ・ 二級建築施工管理技士
(建築、躯体、仕上げ)
- ・ 二級土木施工管理技士
(土木、鋼構造物塗装、薬液注入)
- ・ 二級電気工事施工管理技士
- ・ 二級電気通信工事施工管理技士
- ・ 二級管工事施工管理技士
- ・ 二級造園施工管理技士
- ・ 二級建設機械施工管理技士 (第 1～6 種)
- ・ 第二種電気工事士
- ・ 電気主任技術者 (第 3 種)
- ・ 電気通信工事担任者
- ・ 職業訓練指導員 (36 学科) ※別表 6 参照
- ・ 測量士
- ・ 建築設備士
- ・ 消防設備士
- ・ 建築仕上改修施工管理技術者
- ・ 道路標識点検診断士
- ・ 発破技士
- ・ 火薬類取扱保安責任者
- ・ 消防設備点検資格者
- ・ 海上起重作業管理技士
- ・ 基礎施工士
- ・ 1 級エクステリアプランナー
- ・ ジェットグラウト技士
- ・ 第一種冷媒フロン類取扱技術者
- ・ 運動施設施工技士
- ・ 排水設備工事責任技術者
- ・ 排水管工技能者

- ・ 金属屋根工事技士
- ・ 認定ログビルダー
- ・ プレハブ建築マイスター
- ・ 建築物石綿含有建材調査者
- ・ 日本ウレタン断熱協会品質管理責任者
- ・ 1級建築測量技能者
- ・ 1級圧入施工技士
- ・ 解体工事施工技士
- ・ 1級計装士
- ・ 2級計装士
- ・ 外壁仕上1級技能者
- ・ 工作物石綿事前調査者
- ・ 公害防止管理者一般粉じん
- ・ 窯業系サイディング施工士
- ・ 蟻害・腐朽検査士
- ・ 総合防犯設備士
- ・ PVマスター施工技術者
- ・ グラスウール充填断熱施工技術マイスター

③以下の資格取得者に10,000円を支給する。

- ・ 建築士
(一級、二級、木造、設備設計一級、構造設計一級)
- ・ 一級建築施工管理技士
- ・ 一級土木施工管理技士
- ・ 一級電気工事施工管理技士
- ・ 一級電気通信工事施工管理技士
- ・ 一級管工事施工管理技士
- ・ 一級造園施工管理技士
- ・ 一級建設機械施工管理技士
- ・ 給水装置工事主任技術者
- ・ 第一種電気工事士
- ・ 電気主任技術者(第1種、第2種)
- ・ 電気通信主任技術者
- ・ 技能士(1級、2級、単一等級)
- ・ 登録基幹技能者(各職種ごとの新規登録者または更新者(1回のみ))

④上記①、②、③の支給に合わせ、全建総連資格取得報奨金を立替支給する。資格種類と金額は別表5による。

(13) 組合員本人が以下の建設業に関連する就業制限に係る業務の技能講習を修了した場合に2,000円を給付する。

- ・ ガス溶接
- ・ 車両系建設機械（整地・運搬・積込み・掘削）運転
- ・ 車両系建設機械（基礎工事）運転（3トン以上）
- ・ 車両系建設機械（解体）運転（3トン以上）
- ・ 不整地運搬車運転
- ・ 高所作業車運転（10m以上）
- ・ フォークリフト運転（1トン以上）
- ・ ショベルローダー等運転（1トン以上）
- ・ 小型移動式クレーン運転（5トン未満）
- ・ 床上操作式クレーン運転（5トン以上）
- ・ 玉掛（1トン以上）

(14) 組合員本人が以下の建設業に関連する特別教育、または作業従事者（安全衛生）教育を修了した場合に、2,000円を給付する。ただし、特別教育、作業従事者（安全衛生）教育は登録教習機関で修了したものとす

- ・ フルハーネス型墜落制止用器具特別教育
- ・ 丸のこ等取扱作業従事者（安全衛生）教育

(15) 組合員本人がCCUSに技能者登録した場合、2,000円を給付する（新規登録、または更新の1回のみ）。

(16) 死亡弔慰金は組合員本人が死亡した場合に一律20,000円を支給する。

- 2 第1項第1号から第6号の規定にかかわらず、精神病の場合は通算して、第1号は200日、第2号・第5号・第6号は100日を限度とする。
- 3 共済A型からB型に移行する時には、精神病の給付歴は引き継がない。
- 4 この規程に定める給付の際に生じる振込手数料は組合員負担とし、共済金の額から控除する。
- 5 入院に引続き自宅療養の給付事由が発生する場合は、第1項第5号及び第6号の規定にかかわらず給付の免責を設けない。

第9条（併発による給付調整）

前条第1項の第1、3号あるいは第2、4号が併発し、その労務不能（入院）期間が連続している場合、A型の病気入院と負傷入院は「給付開始日から起算して最高200日間」、B型の病気入院と負傷入院は「給付開始日から起算して最高100日間」は給付する。受給権復活後の給付日数は前条第1項第1号～4号による。また、同第5号・第6号はこれに通算しない。

- 2 前条第1項第1、3号あるいは第2、4号併発の際の日数計算上、同時併発の際には医師が証明した共済事由により共済金を支給する。また、同時併発でないときには「先に発生した共済事由」により共済金を支給する。なお、発生時点が明らかでない場合には、同時併発の扱いとする。
- 3 精神病入院と負傷入院の併発の場合の取り扱いは前項に準ずる。

第10条(給付責任の免除)

次の各号のいずれかに該当する場合には共済金等を給付しない。

- (1) 「故意の犯罪行為」など、故意に共済金等の事由を生ぜしめた場合。
 - (2) 「泥酔または著しい不行跡」により共済金等の事由を生ぜしめた場合。
 - (3) 給付を受けたい為に故意に負傷したり、医師の指示に従わなかった場合。
 - (4) 自殺、及び自殺未遂の場合。
- 2 1原因で10名をこえる組合員が集団的傷病により入院、または自宅療養した場合、共済責任を免責とすることができる。なお、この場合の免責の適否は第16条に定める共済運営委員会(本部執行委員会)で検討し決定する。
- 3 組合員が「この共済の受給資格を得た日から起算して3ヶ月間」は、第5条第1項第1号及び第2号に定める共済責任を免責する。
- 4 女性組合員が出産のため正常分娩で入院した場合は、第5条第1項第1号及び第2号に定める共済責任を免責する。
- 5 死亡弔慰金については、第1～4項の定めにかかわらず給付する。

第三章 共済掛金

第11条(掛金)

当該年度4月1日現在の満年齢が65歳以上の組合員はB型に加入し、その掛金は一人あたり1ヶ月800円とする。また、当該年度4月1日現在の満年齢が65歳未満の組合員はA型に加入し、その掛金は一人あたり1ヶ月600円とする。

- 2 組合員は所属単組が決めた集金日までに遅滞なくこれを納めなければならない。また、受給資格が発生した日以降の掛金はいかなる理由があってもこれを返還しない。

第12条(本部への掛金の払い込み等)

単組は第4条第5項に定めるけんろう共済加入申込書をその都度本部へ提出するとともに、毎月末日に在籍組合員の加入、脱退、異動、変更を整理し、原則として翌日1日に本部へ報告しなければならない。また、単組は共済掛金を翌月15日(休日の場合は翌日)までに全額一括して本部へ納入しなければならない。

- 2 前項の規定により、この共済への溯り加入・脱退は認めない。
- 3 前項の定めにかかわらず次の各号に該当する場合には1ヶ月に限り「溯り異動」を認める。
- (1) 65歳以上の組合員の「所属単組間異動」による溯り加入
 - (2) 組合員が死亡した場合の溯り喪失

第13条(滞納した場合の措置)

組合員が所属単組へ掛金を滞納した場合、その納入されている月の翌月1日より、滞納が解消されるまで第5条の共済金等の給付申請権は停止する。但し、

当該単組が本部へ掛金を立替え納入している場合には組合員に代わって単組が給付申請権を得る。

- 2 第3条の共済金等の給付時に当該組合員が所属単組に対し組合費等の滞納がある場合、その滞納が解消されるまで給付を停止する。但し、当該単組が本部納入金を立替え納入している場合には組合員に代わって単組が給付申請できる。
- 3 単組が本部への共済掛金を滞納した場合、滞納期間中の共済金等の給付はすべて停止する。但し、滞納が解消した時点で、その間の共済金は溯って給付する。

第四章 給付の申請

第14条(給付申請手続き)

組合員または法定相続人(以下、「給付申請者」という)は、第5条の共済金等に該当する事由が発生したときは、すみやかに所属単組に給付申請をしなければならない。申請は別に定める様式に必要事項を記入の上、別に定める証明を添えて単組組合長を経由し第17条に定める共済専門委員会(本部制度サービス事業対策部会)へ行うものとする。この場合、第5条第1～6号の共済事由については、第7条の規定により柔道整復師、接骨院など医師以外の治療証明は認めない。

- 2 前項の報告をうけた当該単組は申請書が提出された後、すみやかにこれを点検し、記入もれや不足書類などの指導をした上で、本部へ提出しなければならない。
- 3 各種申請書の様式は、本部共済専門委員会が定める。
- 4 組合員本人が死亡した後の申請は、法定相続人が行うものとする。

第15条(申請期限)

第5条各号に規定する給付は事由発生の翌日から3年以内に単組に申請しなければその請求権を失う。

- 2 次の場合は前項にかかわらず、各号にしたがって給付申請の期限を制限する。
 - (1) やむを得ない理由によって脱退した場合は、資格喪失年月日より起算して1ヶ月以内。
 - (2) 死亡による脱退の場合は、資格喪失年月日より起算して6ヶ月以内。
- 3 第1～2項の定めにかかわらず組合員が組合を除名された場合は、その日からこの共済に関する一切の権利を失う。

第五章 機 関

第16条(共済運営委員会)

共済運営委員会は本部執行委員会で構成し、この共済の運営全般について責任を負う。共済運営委員会は委員長を本部執行委員長とし、過半数の出席で成立し、議決は多数決で行う。

第 17 条 (共済専門委員会)

共済運営委員会の下に共済専門委員会を設ける。共済専門委員会は本部制度サービス事業対策部で構成し、この共済の実務について責任を負う。共済専門委員会は委員長を本部制度サービス事業対策部長とし、過半数の出席で成立し、議決は多数決で行う。

第 18 条 (監査及び事務局)

この共済に関するすべての会計についての監査は本部会計監査が兼務することとし、本部(連合会)会計の監査と併せて行う。

- 2 共済運営委員会の下に事務局をおく。事務局は本部書記局が担当し、共済運営委員会の指導の下、この規程にもとづき、給付申請に関する審査、及び共済金支給の可否並びに共済対象期間等の認定業務を行う。

第 19 条 (顧問医の委嘱)

給付申請した組合員の病状、労務不能状態などを正しく判断するために、顧問医の委嘱をすることができる。

第 20 条 (公平の原則)

給付申請の審査および認定に当たっては、本規程前文の趣旨を正しく理解し、厳正で公平な立場を堅持しなければならない。

第 21 条 (単組の協力)

共済専門委員会が必要であると判断したときは、給付申請内容についての調査点検を単組に要請できる。該当単組はこれに対して協力義務を負う。

第 22 条 (申請者の協力義務)

給付申請者は、共済専門委員会が必要と認めた調査に、協力しなければならない。これを怠ったときは、受給権を放棄したものとみなす。

第六章 異議申し立てと審査請求

第 23 条 (異議申し立て)

給付申請者が、共済金等の支給可否決定に不服があるときは、支給または不支給の決定通知書を受け取った日から 30 日以内に書面をもって共済運営委員会に異議の申し立てをすることができる。

- 2 共済運営委員会は異議の申し立てを受けた日から 90 日以内に審査を行い、その結果を申し立て人に通知しなければならない。

第七章 雑 則

第 24 条 (共済金等の支給)

1 共済運営委員会、共済専門委員会は、第 21、22 条の調査のため特に時間を要する場合を除き、すみやかに共済金等を給付しなければならない。給付の方法は別に定める。

2 共済金等の振込口座に係る同意書兼振込先口座届が組合に未提出である期間は、共済金の給付を保留する。

第 25 条 (共済金等の返還)

給付申請者は、その提出書類若しくは陳述が事実と反したとき、詐欺その他不正行為によって共済金等の給付を受けたことが発覚したとき、単組を通じて本部へ直ちにこれを返還しなければならない。

第 26 条 (会計年度と基金の積み立て)

この共済の会計年度は毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年間とする。但し、初年度は平成 3 年 6 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 10 ヶ月とする。

2 この共済制度の健全な運営を期するため、決算に剰余が生じた場合には毎年度末決算剰余金処分により、第 5 条に規定する共済金の「けんろう共済給付改善基金」として積み立てることができる。

3 決算、決算剰余金処分および「けんろう共済給付改善基金」からの繰り入れについては共済運営委員会で承認し、本部定期大会へ報告しなければならない。

第 27 条 (予算編成と給付等の見直し)

共済運営委員会は毎年度当初に当年度予算案を作成し本部定期大会へ提出して、承認を得るものとする。尚、定期大会までの間の予算執行に当たっては暫定予算を組み対応し、暫定予算の編成は共済運営委員会の専決事項とする。

2 共済運営委員会はこの共済制度の安定運営を図るため、常に収支状況を把握し、必要に応じて翌年度の掛金や給付等の見直しを行う。

第 28 条 (規程の改廃と改正規程の適用時期)

① この規程の改廃は共済運営委員会で決定し、本部定期大会へ報告を要する。

② この共済規程の改正内容については、施行日以後の事由発生分から適用するものとする。ただし、共済運営委員会が必要であると認めた場合に限り適用時期を変更することができる。

第 29 条 (細則の制定)

必要がある場合は別に細則をつくることができる。なお、細則の改廃は前条に準じて行う。

第 30 条 (付 則)

平成 5 年 11 月 10 日改正、平成 6 年 4 月 1 日施行(第 8 条を一部改正)

平成 7 年 2 月 3 日改正、平成 7 年 4 月 1 日施行(第 2、3、5～11、16 の各条を一部改正)

平成 7 年 11 月 17 日改正、平成 8 年 4 月 1 日施行(第 11 条を一部改正)

平成9年5月28日改正、平成10年4月1日施行（第5条を一部改正）
平成10年2月4日改正、平成10年4月1日施行（第8条、第15条を一部改正）

※）10年2月4日改正で廃止条文をつめたため、旧条文との整合性はとれていない。

平成10年9月17日改正、平成10年9月18日施行（第12、15条を一部改正、組合餞別金関連条文を削除）

平成11年5月10日改正、平成11年1月1日施行（第3、5～10、15の各条を一部改正）

平成11年4月1日施行（第11条の一部を改正）

平成12年2月3日改正 平成12年4月1日施行（第8条を一部改正）

平成13年11月27日改正 平成14年4月1日施行（第3～12条、第14条、第15条、第17条、第26条を一部改正。付帯決議を廃止し、新たに登載）

平成16年2月6日改正 平成16年2月1日施行（第4条を一部改正）

平成16年2月6日改正 平成16年4月1日施行（第8条を一部改正）

平成16年2月6日改正 平成16年10月1日施行（第24条を一部改正）

平成17年2月4日改正 平成17年4月1日施行（第8条に第5項を追加）

平成19年11月29日改正 平成20年12月1日施行（第8条第1項第9号・第10号を追加、旧第9号を第11号に繰下げ）。平成21年4月1日施行（第5条第1項第9号・第10号を追加、第8条第1項第10号を追加及び旧第10号を第11号に繰下げ）

平成23年4月27日改正 平成23年6月1日施行（第5条、第8条を一部改正）

平成26年2月3日改正 平成26年4月1日施行（第4条、第8条、第28条を一部改正）

平成27年4月24日改正、平成27年4月1日施行（第15条1項の一部改正および但書を削除する。平成27年4月1日以後事由発生分から適用する。）

平成28年2月3日改正、平成28年4月1日施行（第8条一部を改正）

平成29年2月1日改正、平成29年4月1日施行（第5条第1項第11号を追加及び旧第11号・12号を第12号・13号に繰下げ、第8条第1項第10号を一部改正（2017年4月以降入学分が対象、それ以前入学分は3,000円を給付）、第11号の追加（対象者には2017年3月31日に満80歳以上となっている組合員で施行日に在籍している者を含む）及び旧第11号・12号を第12号・13号に繰下げ、第11条を一部改正）

2017年9月26日改正、2018年4月1日施行（第8条第1項第12号②を一部改正、④を追加。2018年4月1日以降資格取得者が対象）

2018年4月26日改正、2018年5月1日施行（第4条第4項について一部改正）

2019年2月4日改正、2019年4月1日施行（第5条、第8条を一部改正）

2019年4月25日改正、2019年5月1日施行（第8条を一部改正）
2020年2月3日改正、2020年4月1日施行（第8条、第11条を一部改正）
2021年2月3日改正、2021年4月1日施行（第8条を一部改正）
2021年9月24日改正、2021年10月1日施行（第8条を一部改正）
2021年12月3日改正、2021年12月3日施行（第8条を一部改正）
2022年8月5日改正、2022年8月5日施行（第8条を一部改正）
2023年2月3日改正、2023年2月3日施行（第8条を一部改正）
2023年6月8日改正、2023年6月8日施行（第8条を一部改正）
2024年6月11日改正、2024年6月11日施行（第8条を一部改正）
2025年2月4日改正、2025年2月4日施行（第8条を一部改正）
2025年9月30日改正、2025年9月30日施行（第8条を一部改正）

附帯事項

1. 今回の休業補償共済制度改善により、左記の共済発足当時の付帯決議の精神は全うされたと考えられるので、これを廃止する。
2. 今回の制度改善は、第1期制度サービス事業研究会が答申した改善案を骨格として第3部会がとりまとめた案について、2001年9月27日の第3回執行委員会で最終決定したものである。以上の討議経過を踏まえて、以下の2点を附帯事項として確認する。

1. 今回の制度改善は足かけ3年をかけて取りまとめたが、政府はこの間にも医療保険制度改革（改悪）の検討を進めており「7割給付一元化」の動きが急浮上している。今後、国保情勢の推移を見極めた上で、必要に応じて建設国保との関係を含めた制度の見直しを検討していくものとする。
2. 2002年4月からの制度改善実施の後、一定期間この共済の収支状況等を注視しその傾向を見極めた上で、必要に応じて2001年度第3回執行委員会で出された要望事項を踏まえた検討を行う。

長野県建設労働組合連合会 けんろう共済細則

この細則は、共済実務に関わる事柄を中心にけんろう共済の実際の運営にあたり、けんろう共済規程を補完するため、同規程第 29 条に基づき設けられました。組合員全員の参加でこの共済を健全に運営し、制度の一層の充実をはかりましょう。

《加入基準》

1. 組合員から提出されたけんろう共済加入申込書はその都度本部へ送付することとします。(第 12 条)

《給付期間の算定》

2. 規程第 8 条第 2 項の「精神病」とは「精神分裂病、躁鬱病、神経症、アルコール依存症、その他の精神病」をいいます。(第 8 条)

《給付の免除》

3. 新規加入者が病気入院した場合に、受給資格取得後 3 ヶ月間は共済の対象外です。3 ヶ月間を経過した後も病気入院が続いた場合、これを越える部分は共済対象になります。(第 10 条)

《掛金の納入》

4. 単組は毎月末日までに組合員の加入、脱退、異動を整理、「けんろう共済異動届」に記入し、原則として翌月 1 日に建設労連本部に報告することとします。尚、変更届については、その都度本部へ報告することとします。また、本部は毎月末日までの組合員の加入・脱退、異動を調整し、原則として、翌月 10 日までに掛金納入通知書及び異動者名簿を送付します。単組は、この納入通知書を確認し、共済掛金を翌月 15 日(休日の場合は翌日)までに納入します。(第 12 条)

5. 《削除》

《滞納者》

6. 単組と組合員の間で滞納が発生し、回収不能と思われる組合員が出てきた場合には、毎月の異動報告で早目に脱退の手続きをとることとします。

(第 13 条)

7. 規程第 13 条により、単組に対して掛金等を滞納している組合員が給付申請をしていないかどうかのチェックは、各単組で行うこととします。

《給付申請》

8. 給付申請書には「傷病名と入院または自宅療養を必要とする期間等」を記入し、医師の証明を必要とします。(第 14 条)
9. この共済の運営実務に係る単組、本部役職員は周囲に秘密にすべきことがらがある場合には、給付申請書の取り扱いに充分留意しなければなりま

せん。

10. 次の各号のいずれかに該当する場合、医師の証明については「給付申請書の証明欄」によらなくとも有効とします。(詳細は別表3による)
 - (1) 傷病入院の場合、「入院期間」が明記された建設国保・傷病手当金支給申請書、あるいはこくみん共済 coop の団体生命共済傷害特約入院給付申請書の写し。
 - (2) 自宅療養でその事由が骨折による場合、「自宅療養を必要とする期間」が明記された建設国保・傷病手当金支給申請書、あるいは「入院期間」が含まれていない労働者災害補償保険の休業特別支給金支給申請書の写し。
 - (3) 自宅療養でその事由が骨折以外による場合、「入院期間」が含まれていない労働者災害補償保険の休業特別支給金支給申請書の写し。
- 2 前項の医師の証明について、「けんろう共済・休業補償共済金給付申請書」に当該医師より有償にて「労務不能の証明」をうけて、これを添付した場合に限り一申請につき 2,000 円を補助します。
- 3 結婚祝金、出産祝金、小学校・中学校入学祝金、長寿祝金、資格取得祝金、CCUS 技能者登録助成金、死亡弔慰金の申請は定められた様式に必要な事項を記入し、次の書類のいずれかを添えて申請します。(第 14 条)
 - 結婚祝金…婚姻届受理証明書、戸籍抄本または謄本(婚姻届出後に発行されたもの)
 - 出産祝金…戸籍抄本または謄本(出生届出後に発行されたもの)、住民票(出生届出後に発行された続柄記載のもの)、母子手帳の出生届出済証明欄の写し(子の保護者欄が記載されたもの)、建設国保出産育児一時金支給申請書(生産の場合のみ)
 - 小学校・中学校入学祝金…入学通知書・合格通知書・在学証明書・生徒手帳(中学)・こくみん共済 coop「慶弔共済証明書兼 在籍証明書」により、子の入学が確認できる書類
 - 長寿祝金…証明書類は必要なし
 - 資格取得祝金…資格証明書・合格証書・合格通知書・修了証の写し
 - CCUS 技能者登録助成金…建設キャリアアップカードの写し
 - 死亡弔慰金…死亡診断書・死体検案書など組合員本人の死亡が確認できる書類
11. 給付は、原則として月 3 回実施し、毎月 10 日(前月 30 日締め)と 20 日(10 日締め)と 30 日(20 日締め)を給付日とします。該当日が休日等の場合はその前日を給付日(締め日も同様)とします。但し、調査の必要があるものは給付決定がおくれることがあります。(第 24 条)
12. 給付の決まったものには支給決定通知書を、給付しないと決まったものには

不支給決定通知書を申請者へ送付します。(第 24 条)

13. 共済金は、療養付加金自動払に対する同意書兼振込先口座届を提出してもらい、その口座に入金します。(第 24 条)

《基金の積み立て》

14. この共済の収支に決算剰余金が発生した場合には「けんろう共済給付改善基金」が当該年度に予想される共済給付金の 12 ヶ月分を下回らないように積立てます。(第 26 条第 2 項)

《認定及び審査》

15. 規程第 18 条により、事務局は本共済実務全般を行います。審査及び認定に当たり疑義があるときは、共済専門委員会に諮らなければならないこととします。共済専門委員会は、事務局から付託された事案及び異議申立てを受けた事実を審査し、その取り扱いを決定します。但し、当該事案の決定・処理については、共済運営委員会へ報告・承認を得るものとします。(第 18 条)

《給付の対象》

16. 給付の対象として「身内への生体臓器提供による手術入院」は、病気入院に含めます。(第 5 条)

《申請期限》

17. 申請期限の基準日は単組が受付けた日とします。(第 15 条)

《付則》

平成 3 年 6 月 1 日施行

平成 5 年 11 月 10 日改正、平成 6 年 4 月 1 日施行

平成 7 年 2 月 3 日改正、平成 7 年 4 月 1 日施行(前文、4～13、15、20、21、24、25、備考の各条を一部改正)

平成 7 年 11 月 17 日改正、平成 8 年 4 月 1 日施行(11 を一部改正)

平成 9 年 5 月 28 日改正、平成 10 年 4 月 1 日施行

※) 10 年 2 月 4 日改正で廃止条文をつめたため、旧条文番号との整合性はとれていない。

平成 10 年 9 月 17 日改正、平成 10 年 9 月 18 日施行(4、5、6 を一部改正)

平成 10 年 9 月 17 日改正、平成 10 年 10 月 1 日施行(12 を一部改正)

平成 11 年 5 月 10 日改正、平成 11 年 1 月 1 日施行(10 を一部改正、16 を追加)

平成 11 年 4 月 1 日施行(5 を一部改正)

平成 12 年 2 月 3 日改正、平成 12 年 4 月 1 日施行(11 を一部改正)

平成 13 年 2 月 7 日改正、平成 13 年 4 月 1 日施行(11 を一部改正)

平成 13 年 11 月 27 日改正、平成 14 年 4 月 1 日施行(1、2、4、10、14、16 を一部改正。5 削除。17 新設)

平成 14 年 2 月 7 日改正、平成 14 年 4 月 1 日施行(10 を一部改正)

平成 16 年 2 月 6 日改正、平成 16 年 10 月 1 日施行(13 を一部改正)

平成 18 年 8 月 4 日改正、平成 18 年 9 月 1 日施行(10 を一部改正)

平成 19 年 11 月 29 日改正、平成 21 年 4 月 1 日施行（10 を一部改正）

平成 23 年 4 月 27 日改正 平成 23 年 6 月 1 日施行（10 を一部改正）

平成 29 年 2 月 1 日改正、平成 29 年 4 月 1 日施行（10 を一部改正）

平成 31 年 2 月 4 日改正、平成 31 年 4 月 1 日施行（10 を一部改正）

令和 2 年 2 月 3 日改正、令和 2 年 4 月 1 日施行（10 を一部改正）

別表3 (細則10)

「けんろう共済給付申請書の証明欄」によらなくとも有効なもの

資格		建設国保組合員		建設労組のみ 加入組合員
		私傷病	労災・交通事故 第三者行為	
事由		私傷病	労災・交通事故 第三者行為	建設労組のみ 加入組合員
病氣入院		国保傷病手当金支給申請書(写)	その他・医師の証明	その他・医師の証明
負傷入院		国保傷病手当金支給申請書(写)	こくみん共済 coop・入院 治療証明書(診断書) その他・医師の証明	こくみん共済 coop・入院 治療証明書(診断書) その他・医師の証明
自宅療養	骨折による場合	国保傷病手当金支給申請書(写)	労災保険・休業補償給付 支給請求書 ※「療養のため、労働する事ができなかったと認められる期間」が明記されている場合は可。但し、入院が含まれる場合は不可。 その他・医師の証明	労災保険・休業補償給付 支給請求書 ※「療養のため、労働する事ができなかったと認められる期間」が明記されている場合は可。但し、入院が含まれる場合は不可。 その他・医師の証明
	骨折によらない場合	その他・医師の証明	同上	同上
結婚祝金		①～③のうちいずれか	①婚姻届受理証明書 ②戸籍抄本または謄本(婚姻届出後に発行されたもの) ③その他婚姻の事実を証する書類	
出産祝金		①～④のうちいずれか	①戸籍抄本または謄本(出生届出後に発行されたもの) ②住民票(出生届出後に発行された続柄記載のもの) ③母子手帳の出生届出済証明欄の写し(子の保護者欄が記載されたもの) ④建設国保出産育児一時金支給申請書(生産の場合のみ)	
小学校・中学校入学祝金		①～⑤のうちいずれか	①入学通知書 ②合格通知書 ③在学証明書 ④生徒手帳(中学) ⑤こくみん共済 coop「慶弔共済証明書兼在籍証明書」	
長寿祝金		証明書類は必要なし		

資格取得 祝金	①～④ のうち いずれ か	①資格証明書 ②合格証書 ③合格通知書 ④修了証
CCUS 技能 者登録助 成金	①	①建設キャリアアップカード
死亡 弔慰金	①～⑥ のうち いずれ か	① 死亡診断書 ② 死体検案書 ③ 火葬許可証 ④ 戸籍抄本または謄本（死亡届出後に発行されたもの） ⑤ 住民票（死亡届出後に発行されたもの） ⑥ その他、本人の死亡が確認できるもの

別表4 この共済の給付内容（規程第8条）

【休業補償共済金】

共済種目	給付の種類	給付の日額	免責期間	給付限度日数	待機期間
A型 掛金：600円 65歳未満	病気入院	4,000円	4日	200日	
					5年
				150日	
					5年
				100日	
	負傷入院	4,000円	4日	200日	
					3年
				150日	
					3年
				100日	
	自宅療養	2,500円	4日	100日	
					3年
				75日	
					3年
				50日	
B型 掛金：800円 65歳以上	病気入院	2,000円	4日	100日	
					5年
				50日	
	負傷入院	2,000円	4日	100日	
					3年
				50日	
	自宅療養	1,500円	4日	100日	
					3年
				50日	

※ 共済種目A型の復活回数に上限は設けない。共済種目A型で復活回数3回目以降は、病気入院の給付限度日数は100日、負傷入院は100日、自宅療養は50日とする。

※ 給付の種類が異なれば免責期間は4日間とする。給付の種類が同一で、かつ、労務不能期間が連続している場合は当初の4日間を免責とする。

※ 年齢によってA型からB型に移行する時に、病気入院・負傷入院・自宅療養のいずれかが継続している場合は共済種目B型での当初の4日間の免責は設けない。

【慶弔共済金】

共済金の種類	給付額
結婚祝金	28,000円
出産祝金	47,000円
小学校入学祝金	10,000円
中学校入学祝金	10,000円
長寿祝金	30,000円
資格取得祝金	2,000円（就業制限に係る業務の技能講習／フルハ ーネス型墜落制止用器具特別教育）／丸 のこ等取扱作業従事者（安全衛生）教育 3,000円（作業主任者） 5,000円（二級施工管理技士など） 10,000円（建築士、一級施工管理技士、技能士など）
CCUS 技能者 登録助成金	2,000円
死亡弔慰金	20,000円

別表5 けんろう共済資格取得祝金・全建総連資格取得報奨金支給対照表

資 格	けんろう共済 資格取得祝金		全建総連資格取得 報奨金		合 計
	型	金額	区分	金額	
作業主任者	1型	3,000円	区分3	2,000円	5,000円
二級施工管理技士	2型	5,000円	区分2	5,000円	10,000円
二級建設機械施工管理技士	2型	5,000円	区分2	5,000円	10,000円
第二種電気工事士	2型	5,000円	区分2	5,000円	10,000円
電気主任技術者（第三種）	2型	5,000円	区分2	5,000円	10,000円
電気通信工事担任者	2型	5,000円	区分2	5,000円	10,000円
職業訓練指導員	2型	5,000円	区分2	5,000円	10,000円
測量士	2型	5,000円	区分2	5,000円	10,000円
建築設備士	2型	5,000円	区分2	5,000円	10,000円
消防設備士	2型	5,000円	区分2	5,000円	10,000円
建築仕上改修施工管理技術者	2型	5,000円	区分2	5,000円	10,000円
道路標識点検診断士	2型	5,000円	区分2	5,000円	10,000円
発破技士	2型	5,000円	区分2	5,000円	10,000円
火薬類取扱保安責任者	2型	5,000円	区分2	5,000円	10,000円
消防設備点検資格者	2型	5,000円	区分2	5,000円	10,000円
海上起重作業管理技士	2型	5,000円	区分2	5,000円	10,000円
基礎施工士	2型	5,000円	区分2	5,000円	10,000円
1級エクステリアプランナー	2型	5,000円	区分2	5,000円	10,000円
ジェットグラウト技士	2型	5,000円	区分2	5,000円	10,000円
第一種冷媒フロン類取扱技術者	2型	5,000円	区分2	5,000円	10,000円
運動施設施工技士	2型	5,000円	区分2	5,000円	10,000円
排水設備工事責任技術者	2型	5,000円	区分2	5,000円	10,000円
排水管工技能者	2型	5,000円	区分2	5,000円	10,000円
金属屋根工事技士	2型	5,000円	区分2	5,000円	10,000円
認定ログビルダー	2型	5,000円	区分2	5,000円	10,000円
プレハブ建築マイスター	2型	5,000円	区分2	5,000円	10,000円
日本ウレタン断熱協会品質管理責任者	2型	5,000円	区分2	5,000円	10,000円
1級建築測量技能者	2型	5,000円	区分2	5,000円	10,000円
1級圧入施工技士	2型	5,000円	区分2	5,000円	10,000円
解体工事施工技士	2型	5,000円	区分2	5,000円	10,000円
1級計装士	2型	5,000円	区分2	5,000円	10,000円
2級計装士	2型	5,000円	区分2	5,000円	10,000円
外壁仕上1級技能者	2型	5,000円	区分2	5,000円	10,000円
公害防止管理者一般粉じん	2型	5,000円	区分2	5,000円	10,000円
窯業系サイディング施工士	2型	5,000円	区分2	5,000円	10,000円
蟻害・腐朽検査士	2型	5,000円	区分2	5,000円	10,000円
総合防犯設備士	2型	5,000円	区分2	5,000円	10,000円

PV マスター施工技術者	2 型	5,000 円	区分 2	5,000 円	10,000 円
グラスウール充填断熱施工技術マイスター	2 型	5,000 円	区分 2	5,000 円	10,000 円
建築物石綿含有建材調査者	2 型	5,000 円	—	なし	5,000 円
工作物石綿事前調査者	2 型	5,000 円	—	なし	5,000 円
二級建築士	3 型	10,000 円	区分 2	5,000 円	15,000 円
木造建築士	3 型	10,000 円	区分 2	5,000 円	15,000 円
一級建築士	3 型	10,000 円	区分 1	10,000 円	20,000 円
2 級技能士	3 型	10,000 円	区分 2	5,000 円	15,000 円
1 級技能士	3 型	10,000 円	区分 1	10,000 円	20,000 円
単一等級技能士	3 型	10,000 円	区分 1	10,000 円	20,000 円
一級施工管理技士	3 型	10,000 円	区分 1	10,000 円	20,000 円
一級建設機械施工管理技士	3 型	10,000 円	区分 1	10,000 円	20,000 円
第一種電気工事士	3 型	10,000 円	区分 1	10,000 円	20,000 円
電気主任技術者 (第一種・第二種)	3 型	10,000 円	区分 1	10,000 円	20,000 円
電気通信主任技術者	3 型	10,000 円	区分 1	10,000 円	20,000 円
給水装置工事主任技術者	3 型	10,000 円	区分 1	10,000 円	20,000 円
登録基幹技能者	3 型	10,000 円	区分 1	10,000 円	20,000 円
就業制限に係る業務の技能講習	4 型	2,000 円	—	なし	2,000 円
フルハーネス特別教育	5 型	2,000 円	—	なし	2,000 円
丸のこ作業従事者（安全衛生）教育	5 型	2,000 円	—	なし	2,000 円

※全建総連資格取得報奨金制度の時効が資格取得日より3年のため、けんろう共済資格取得祝金は支給できても、申請の時間差により、全建総連資格取得報奨金が支給されない場合があります（制度発足3年後）。時効にならないために、早めの申請をしていただくことを組合員へ周知する必要があります。

別表6 職業訓練指導員支給対象学科一覧

建築科	畳科	木工科
とび科	表具科	塗装科
建設科	左官・タイル科	塑性加工科
建築板金科	配管科	造園科
森林環境保全科	構造物鉄工科	電気科
電気工事科	建設機械運転科	ブロック建築科
石材科	屋根科	築炉科
さく井科	枠組壁建築科	プレハブ建築科
スレート科	防水科	インテリア科
床仕上げ科	熱絶縁科	サッシ・ ガラス施工科
広告美術科	建築物衛生管理科	建築物設備管理科
冷凍空調機器科	土木科	住宅設備機器科